

参 考 資 料

環境省案（環境税）と経産省案（増税なき対策）の温室効果ガス削減比較

項目	目標、試算	大 綱 目 標	現行対策ベース		追加対策ベース		() 内の数字のう ち環境税効果
			経産省試算	環境省試算	経産省試算	環境省試算	
1. 国内総排出量		▲0.5%	+3.2～5.0%	+7.6～8.1%	▲3.8～▲1.5%	▲0.7～▲0.1%	
エネルギー起源CO2		▲2.0%	+2.2～4.0%	+7.1%	▲2.8～▲1.0% (▲5%)	+0.5% (▲6.6%)	▲2%
代替フロン等3ガス		+2.0%	+1.4%	+1.4%	+0.2% (▲1.2%)	+0.2% (▲1.2%)	▲2%
非エネルギー起源CO2等		▲0.5%	▲0.5%	▲0.9～▲0.4%	▲1.4～▲0.8% (▲0.9～▲0.3%)	▲1.4～▲0.8% (▲0.5%)	
2. 森林吸収源		▲3.9%	▲3.1%	▲3.1%	▲3.1% (▲0.8%)	▲3.9% (▲0.8%)	
3. その他（京都メカニズム等）		▲1.6%	—	—	▲1.6% (▲1.6%)	▲1.6% (▲1.6%)	
合 計		▲6.0%	+0.1～1.9%	+4.5～5.0%	▲8.5～▲6.2%	▲6.2～▲5.6%	

（注1）エネルギー起源CO2の大綱目標には、革新的技術・国民努力による削減目標▲2%を含む。

（注2）（ ）内の数字は、追加対策による削減量。

（注3）試算には、四捨五入のため、合計が一致しない部分がある。

地球温暖化対策について税制面での対応を検討する場合の留意点

国・地方の環境施策全体の中での環境税の必要性・具体的な位置付けの明確化

- 京都議定書で定められた温室効果ガス6%削減のために必要な施策の検討
- 規制的手法、自主的取組、税制以外の経済的手法との比較等幅広い観点からの検討



環境税導入は国民に広く負担を求めることになるので、国民の理解と協力が必要



税制面の対応については、以下のような点を踏まえる必要がある。

- 租税の目的（「価格インセンティブ効果による排出抑制」OR「環境施策のための財源確保」）
- 租税としての性質（「課徴金」ではなく何故環境税なのか）
- 税収の使途（「特定財源OR一般財源」、「具体的施策の内容」、「既存予算との関係」等）
- 課税対象（汚染者負担の原則）
- 既存エネルギー関係諸税との関係

少子・高齢社会における税制のあり方（抄） （税制調査会、平成15年6月）

第三 その他の課題

三 環境問題への対応

1. 基本的考え方

京都議定書の発効に向けて、地球温暖化問題をはじめとした環境問題への関心が年々高まっている。当調査会においても、環境問題に対する総合的な取組みの一環として、税制面での対応について、幅広い観点から検討していく必要がある。特に、地球温暖化問題については、規制的手法、自主的取組、税制以外の経済的手法の活用に加えて、税制を活用することの必要性について広く議論が求められる。

2. 税制面で対応を検討する場合の留意点

環境問題に対する税制面での対応の検討に際しては、いくつか検討すべき点がある。

まず、公的サービスの財源調達という租税の基本的な機能に照らして考えた場合、特定の政策目的に税制を活用することや政策目的が実現されるにつれて税収が逡減していくという性質について問題となる。また、そもそもこのような性質を有するものは「課徴金」ではないかという意見もあり、こうした基本的な点について、今後、十分な議論をしていく必要がある。

さらに、環境負荷の原因者に追加的な負担を求めることによって生じる税収を地球温暖化対策などの環境対策のために用いるべきか否かの問題がある。一般財源にするか、目的税又は特定財源にするかについては、当調査会が繰り返し指摘してきたとおり、税の基本的な考え方に沿って検討する必要がある。

いずれにせよ、いわゆる環境税の導入を検討する際には、国民に広く負担を求めることになるので、国民の理解と協力が得られることが不可欠である。今後、国・地方の環境施策全体の中での税制の具体的な位置付けを踏まえながら、国内外における議論の進展を注視しつつ、汚染者負担の原則（PPP）に立って、引き続き幅広い観点から検討する。

地球温暖化問題に対する税制面での対応を検討する場合には、揮発油税、石油石炭税など既存のエネルギー関係諸税等との関係についても検討すべきである。

平成16年度 地球温暖化対策推進大綱予算

総額 1兆2,586億円

新幹線建設
(686億円)

農(漁)村
集落排水事業
(705億円)
(N₂Oの削減に
効果がある)

廃棄物処理
施設整備
(1315億円)
(メタン等の削減に
効果がある)

原子力発電
対策
(2557億円)

森林対策
(3851億円)

地球温暖化防止を主な目的とするもの
(2866億円、約23%)

- エネルギー需要面のCO₂排出量削減対策の推進の内
 - ・産業部門の需要面での対策(161億円)
 - ・民生部門の需要面での対策(282億円)
 - ・自動車交通流体策(99億円)
 - ←低公害車普及、低硫黄燃料導入促進等
- エネルギー供給面のCO₂排出量削減対策の推進の内
 - ・新エネルギー対策(1418億円)
 - ・燃料転換等(97億円)
- 代替フロン等3ガス対策(3億円)
- 革新的な環境・エネルギー技術の研究開発の強化(375億円)
- 国民各界各層による更なる地球温暖化防止活動の推進(138億円)
- 京都メカニズムの活用、定量的な評価・見直しの仕組み(50億円)
- 定量的な評価・見直しの仕組み(0.1億円)
- 温暖化効果ガス排出量の算定のための国内制度の整備(5億円)
- 観測・監視体制の強化及び調査研究の推進(134億円)
- 地球温暖化対策の国際的連携の確保(104億円)

地球温暖化対策として位置づけられ、結果として
温室効果ガスの削減に効果があるもの (9720億円、77%)

これらの予算は、もともと温暖化防止とは別の目的から予算化されたものであり、温暖化防止効果の高低をもって予算を増減することは容易ではない。

地球温暖化対策推進大綱関連予算の主な例

対 策 分 野		16年度予算額 (単位：百万円)	
1. 6%削減約束の達成に向けた地球温暖化対策の推進			
(1) エネルギー需要両面の対策を中心とした二酸化炭素に係る排出量削減 ＜エネルギー起源の二酸化炭素排出量削減対策（省エネ対策）の推進＞			
産業部門の需要面での対策		16,091	
例）省エネ効果の高い事業の取組支援			13,800
民生部門の需要面での対策			
機器の効率改善対策		2,547	
例）省エネ効果の高い機器の低消費電力化			2,325
住宅・建築物の省エネルギー性能の向上		25,031	
例）住宅・建築物への高効率機器の導入			13,704
エネルギー需要マネジメントの強化		582	
例）BEMS導入支援			490
運輸部門の需要面での対策			
自動車交通対策		9,938	
例）低硫黄石油系燃料導入促進			5,100
政府による低公害車の導入			1,900
環境負荷の小さい交通体系の構築		124,376	
例）新幹線鉄道整備費補助			68,600
地下高速鉄道整備費補助			37,700
ニュータウン鉄道等整備費補助			3,600
交通施設バリアフリー化設備費補助			3,500
＜エネルギー供給面の二酸化炭素削減対策の推進＞			
新エネルギー対策		141,778	
例）RPS法の認定に基づく事業計画への支援			48,255
燃料電池の安全技術の確立、関連機器の開発			6,353
燃料転換等		9,693	
例）天然ガスへの燃料転換のための補助			3,850
原子力の推進		255,680	
例）原子力開発利用の推進			131,500
電源立地対策費			121,200
(2) 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素 の排出抑制対策の推進		206,623	
例）廃棄物処理施設整備費			131,500
(3) 代替フロン等3ガスの排出抑制対策の推進		345	
例）省エネフロン低質物合成技術開発			180
(4) 革新的な環境・エネルギー技術の研究開発の強化		37,458	
例）地球新生コンソーシアムエネルギー研究開発			6,000
地球温暖化防止新技術プログラム			6,000
(5) 国民各界各層による更なる地球温暖化防止活動の推進		13,788	
例）普及啓発			5,900
(6) 温室効果ガス吸収源対策の推進			
森林・林業対策の推進		385,145	
例）森林環境保全			102,400
都市緑化等の推進		※	
(7) 京都メカニズムの活用		4,999	
例）CDM/JI事業者への支援			1,999
京都メカニズム活用のための基盤整備			1,650
(8) その他		210	
例）環境教育の推進			100
2. 定量的な評価・見直しの仕組み		13	
例）諸外国での温暖化対策に関する調査			7
3. 温室効果ガス排出量の算定のための国内制度の整備		505	
例）森林による吸収量算定手法の開発			502
4. 観測・監視体制の強化及び調査研究の推進		13,363	
例）南極観測事業			5,680
気候変動予測プロジェクトの推進			4,127
5. 地球温暖化対策の国際的連携の確保		10,419	
例）省エネ・代替エネルギー技術の国際普及			8,550
エネルギー需要見直し作成			
合計		1,258,584	

※関係する予算額のうち「都市緑化等の推進」に該当する内数を切り離せないため不計上。

エ ネ ル ギ ー 関 係 諸 税 の 概 要 (平成16年度予算・地方財政計画額)

税 目		課 税 対 象 ・ 税 率	税 収 の 使 途	税 収
国 税	揮 発 油 税 (昭和24年創設)	揮発油：48,600円/kl ・ 適用期限：20年3月31日 (本則税率：24,300円/kl)	国の道路財源	億円 28,362
	地 方 道 路 税 (昭和30年創設)	揮発油：5,200円/kl ・ 適用期限：20年3月31日 (本則税率：4,400円/kl)	地方の道路財源	3,035
	石 油 ガ ス 税 (昭和41年創設)	自動車用石油ガス：17円50銭/kg	国及び地方の道路財源	280 (地方分 140)
	航 空 機 燃 料 税 (昭和47年創設)	航空機燃料：26,000円/kl	空港整備財源及び地方空港対策費	1,064 (地方分 164)
	石 油 石 炭 税 (昭和53年創設)	(現行) 17.4～ 19.4～ ・ 原油、石油製品 1klにつき 2,040円 → ・ 天然ガス 1tにつき 840円 → 960円 → 1,080円 ・ 石油ガス等 1tにつき 800円 → 940円 → 1,080円 ・ 石炭 1tにつき 230円 → 460円 → 700円	石油及びエネルギー需給構造高度化対策財源 (新エネルギー対策等環境対策)	4,770 (※1,771)
	電 源 開 発 促 進 税 (昭和49年創設)	一般電気事業 (現行) 17.4～ 19.4～ 者の販売電気：千キロワット時につき 425円 → 400円 → 375円	電源立地対策及び電源利用対策財源 (原子力の推進等環境対策)	3,593 (※3,170)
地 方 税	軽 油 引 取 税 (昭和31年創設)	軽油の引取り：32,100円/kl ・ 適用期限：20年3月31日 (本則税率：15,000円/kl)	都道府県及び指定市の道路財源	10,750

※ 地球温暖化対策推進大綱関連予算計上分

ヨーロッパ諸国における地球温暖化問題に対する税制面での措置の概要（未定稿）

	フィンランド	ノルウェー	スウェーデン	デンマーク	オランダ		イギリス		ドイツ		イタリア
○税目	炭素税	炭素税	炭素税	炭素税	一般燃料税	燃料規制税	炭化水素油税	気候変動税	鉱油税	電気税	物品税
○施行時期	1990年導入 (既存のエネルギー税に 上乘せ)	1991年導入 (既存のエネルギー税に 上乘せ)	1991年導入 (既存のエネルギー税に 上乘せ)	1992年導入 (既存のエネルギー税に 上乘せ)	1992年導入 (税率引上げ)	1996年導入 (追加課税)	1993～99年 (税率の大幅な引上げ)	2001年導入 (課税対象の拡大)	1999年 (2003年まで段階的に税率引上げ)	1999年導入 (課税対象の拡大・段階的に税率引上げ)	1999年 (2005年まで段階的に税率引上げ)
○主な課税物件											
ガソリン	○	○	○	—	○	—	○	—	○	—	○
灯油	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—	○
軽油	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—	○
重油	○	○	○	○	○	—	○	—	○	—	○
石炭	○	○	○	○	○	—	—	○	—	—	○
LPガス	—	—	○	○	○	○	○	○	○	—	○
天然ガス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○
電力	—	—	—	○	—	○	—	○	—	○	—
○課税対象とされる主な用途	交通・事業・ 家庭用	交通・事業・ 家庭用	交通・事業・ 家庭用	交通・事業・ 家庭用	交通・事業・ 家庭用	事業・家庭用	交通・事業・ 家庭用	事業用のみ	交通・事業・ 家庭用	交通・事業・ 家庭用	交通・事業・ 家庭用
○課税段階 (納税義務者)	製造・輸入	製造・輸入	製造・輸入	製造・輸入 (電力は供給)	製造・輸入	製造・輸入 (電力は供給)	製造・輸入	供給	製造・輸入	供給	製造・輸入
○課税主体	国										
○税収使途	一般財源										

(備考) 2003年現在。各国資料等により作成。

(注) — に区分されている場合であっても、既存のエネルギー税等が課されている場合がある。